



倉敷駅北口～岡山空港線

(往：35.0km 復：34.0km)

2. 意見の聴取の実施日及び場所

(1) 日 時 令和7年5月29日(木) 13時30分から

(2) 場 所 広島市中区上八丁堀6番30号 中国運輸局 4階 第三会議室

3. 傍聴を希望する場合

道路運送法施行規則第15条の9第2項に基づき意見の聴取は公開とするため、傍聴を希望される方は下記の間合せ先に、お申し込み下さい。

(申し込み期限：令和7年5月27日(火) 17時15分)

<間合せ先>

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号

中国運輸局 自動車交通部 旅客第一課

TEL：082-228-3436 (担当者 柳川 (やながわ))

交 第 9 号  
令和7年4月22日

中国運輸局長  
金子 修久 様

倉敷市長 伊東 香織  
(公印省略)

意見聴取申請書

令和7年4月14日付で公示のあった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について意見を陳述したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 意見の聴取を受けようとする者

倉敷市

2. 事案番号及び事案の件名並びに路線名

○事案番号：R7-2

○事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書（路線の廃止）

○路線名：（運行系統：S-15号系統）倉敷駅北口～岡山空港線

3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職名

倉敷市 交通政策課長 浅野 圭介

観光課長 土井 春美

4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

別紙のとおり



以上

(別紙) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

岡山桃太郎空港（岡山市）とＪＲ倉敷駅北口を結ぶ定期運行のバス路線は、本市の観光やビジネスなどの輸送を担う重要な交通手段である。また、今後は岡山桃太郎空港が国際線の就航拡大を想定した大規模改修を計画していることも踏まえ、本バス路線が訪日客にとってさらに重要な交通手段となることが期待できる。このため、倉敷市としては空港利用者の交通利便に影響を与えないよう、当該路線の維持を希望する。

やむを得ず、バス路線が維持できない場合においては、当該路線の増便・ダイヤ変更等を含めて、既存運行事業者へ協力を求めるなど、旅客の利便性の維持を図っていただきたい。

また、路線廃止にあたっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知・説明を行うとともに、路線廃止の前倒しは行わないよう要望する。

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年4月14日

中国運輸局長 金子 修久



## 1. 事案の概要

- (1) 事案番号：R7-2
- (2) 届出者：下津井電鉄株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書（路線の廃止）
- (4) 届出年月日：令和7年3月24日
- (5) 廃止予定日：令和7年10月1日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

### ○ 廃止路線

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ① 起点：岡山県岡山市北区田益1679-1先  |            |
| 終点：岡山県岡山市北区日応寺1567-1先   | キ口程：11.2km |
| ② 起点：岡山県岡山市北区日応寺1392-2先 |            |
| 終点：岡山県岡山市北区三和2097-6先    | キ口程：2.1km  |
| ③ 起点：岡山県岡山市北区日応寺1428-1先 |            |
| 終点：岡山県岡山市北区大井505-4先     | キ口程：8.7km  |
| ④ 起点：岡山県岡山市北区大井505-4先   |            |
| 終点：岡山県岡山市北区門前379-1先     | キ口程：6.3km  |
| ⑤ 起点：岡山県岡山市北区門前379-1先   |            |
| 終点：岡山県総社市総社1758先        | キ口程：4.4km  |
| ⑥ 起点：岡山県総社市総社1758先      |            |
| 終点：岡山県倉敷市西坂1717先        | キ口程：6.9km  |
| ⑦ 起点：岡山県総社市岡谷51-2先      |            |
| 終点：岡山県岡山市北区津島京町1-3先     | キ口程：13.6km |

### ○ 運行系統

(S-15号系統)

倉敷駅北口～岡山空港線

(往：35.0km 復：34.0km)

(7) 廃止を必要とする理由

新型コロナウイルス収束後も当該路線の利用者は回復せず、車両も老朽化しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出すること。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。